

## 《行政改革審議会委員の選出の考え方》

### 行政改革審議会委員の構成及び推薦方法（概要）

#### 1 推薦いただく委員

「南相馬市行政改革審議会」の委員 …… 1 名

（※南相馬市附属機関設置条例第 2 条に基づく市長の附属機関）

#### 2 会議の目的

市の行政機構の改革等に関する事項について調査審議すること。

- ・「平成 31 年度の市の組織機構の見直し」について審議予定。
- ・平成 30 年度中に 2 回程度開催予定。

#### 3 委員の構成

(1) 学識経験を有する者のうちから市長が委嘱します。公共的団体（NPO 含む）をはじめその他団体の推薦による者、市長が指名する者、公募による者など、幅広く選考予定です。

※ 公共的団体とは、広く公共的活動を目的とする団体の総称で、例えば農業協同組合等の協同組合、商工会議所等の産業経済団体、青年団、PTA、婦人会等の文化団体、NPO、社会福祉法人等がこれに含まれます。

(2) 定数は 15 人とし、構成員の一部は公募（2 人以内）とします。

(3) 委員は南相馬市内に住所を有する満 18 歳以上の者で、市長が選任します。

(4) 委員の任期は、委嘱の日から 2 年間とします。

(5) 委員の身分は、非常勤の特別職です（地自法第 202 条の 3）。

(6) 委員の報酬の額については、別途条例で定める日額 6,500 円とします。

(7) 委員の費用弁償の額については、別途条例で定める 1,500 円とします。

南相馬市行政改革審議会委員 選出区分

委嘱期間：委嘱の日から 2 年

①団体推薦枠 13 人

No.	区 分	推薦団体	選定する視点
1	地域代表(小高区)	小高区地域協議会	行政全般に携わる立場から選定。
2	〃 (鹿島区)	鹿島区地域協議会	〃
3	〃 (原町区)	原町区地域協議会	〃
4	女性代表	南相馬市女性団体連絡協議会	市民(女性)の幅広い意見を反映する視点から選定。
5	青年代表	(社)原町青年会議所	市民(青年・壮年層)の幅広い意見を反映する視点から選定。
6	高齢者代表	南相馬市老人クラブ連合会	市民(高齢層)の幅広い意見を反映する視点から選定。
7	P T A 代表	南相馬市小中学校 P T A 連絡協議会	市民(子育て世代)の幅広い意見を反映する視点から選定。
8	労働者代表	連合福島原町地区連合	市民(働く世代)の幅広い意見を反映する視点から選定。
9	市民協働代表	南相馬市市民活動サポートセンター	協働の視点から選定。
10	経営者代表	南相馬経営者協会	経営的視点から選定。
11	経営者代表	原町商工会議所 女性会	経営的視点から選定。
12	金融機関代表	原町金融団	財務の視点から選定。
13	行政経験者		行政全般の視点から選定。

②公募枠 2 人

No.	所属団体	職	氏 名	備 考
1				
2				

○南相馬市附属機関設置条例

平成18年1月1日  
条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に特別の定めがあるものを除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の附属機関として、別表名称の欄に掲げる機関を置く。

2 前項の附属機関の担任する事項は、それぞれ別表担任する事項の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関の委員は、それぞれ別表定数の欄に掲げる定数に応じ学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(会長)

第4条 附属機関にそれぞれ会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げるとおりとし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 附属機関は、会長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 附属機関の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(附則略)

別表（第2条、第3条、第5条関係）

名称	担任する事項	定数	任期
南相馬市総合計画審議会	基本構想（南相馬市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想をいう。）及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条第1項の規定に基づく市町村計画に関する事項について審議すること。	20人	2年
南相馬市特別職報酬等審議会	議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長、教育長及び固定資産評価員の給料の額について審議すること。	10人	当該諮問に係る審議の期間
南相馬市水資源対策審議会	市の水資源及び地盤沈下対策に関する基本的事項その他の重要事項を調査審議すること。	15人	2年
南相馬市行政改革審議会	市の行政機構の改革及び事務改善に関する事項について調査審議すること。	15人	2年
南相馬市営墓地設置審議会	墓地設置、施設その他重要事項を審議すること。	12人	2年
南相馬市環境審議会	環境の保全に関する基本的事項その他重要な事項を調査審議すること。	15人	2年
南相馬市子ども・子育て審議会	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。	15人以内	2年
南相馬市工場誘致審議会	工場誘致に関する計画その他の重要事項を調査審議すること。	6人	2年
南相馬市水道審議会	水道事業の施設及び運営計画の調整並びにその実施に関する必要な調査審議をすること。	10人	2年
南相馬市下水道運営審議会	下水道事業及び農業集落排水事業の運営に関する事項を審議すること。	10人	1年
南相馬市育英資金貸付審査会	南相馬市育英資金貸付条例（平成18年南相馬市条例第187号）による育英資金の貸付けに関する事項を審査すること。	10人	2年
南相馬市立博物館美術品等購入選定委員会	博物館の収蔵及び展示資料購入の選定に関して調査審議すること。	20人以内	定めなし
南相馬市立病院運営審議会	市立病院の機能と運営の合理化に関し、特に必要な事項を審議すること。	12人	2年